

秩父市防災士資格取得補助金の申請について

減災と地域の防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に要する経費を補助します。

※防災士とは、認定特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた方のことをいいます。

【補助対象者】

以下の要件を全て満たす方

- ①秩父市に住民登録がある方
- ②過去にこの補助金の交付を受けていない方
- ③補助対象経費(下記)に対する他の補助金の交付を受けていない方
- ④市税を滞納していない方
- ⑤推薦する町会の自主防災組織と連携して活動できる方

【補助対象経費】

- ①防災士資格取得のための、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座受講料
- ②防災士資格を取得するために要する試験受験料
- ③防災士資格認定団体への認証登録料

【補助金額等】

1人につき最大64,000円(【補助対象経費】①②③合計)

予算の都合上、補助金交付は年間5名まで。

補助金の申請受付は**先着順**です。

※補助金の申請をした方が防災士試験に不合格となった場合は、補助金は支給されません。

※補助金の申請をした方が防災士試験に不合格となった場合、再度補助金を申請することはできません。

補助金の申請は1人につき1回限りです。

【補助金の申請方法】

日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座を受ける前に、秩父市防災士資格取得補助金交付申請書(様式第1号)を、危機管理課に提出してください。

補助金の交付申請にあたっては、町会の推薦書(補助金交付申請書下段)が必要です。

【補助金の交付決定】

補助金申請書を受理後、審査のうえ補助金の交付・不交付を決定します。

【お問い合わせ】

秩父市危機管理課 ☎22-2206

防災士資格取得後は、自主防災組織において、専門知識を生かした活動をしていただきますようお願いいたします。